

摂津市議会

民生常任委員会記録

平成20年12月9日

議 会 事 務 局

目 次

民生常任委員会

12月9日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第64号所管分の審査	2
質疑（山崎雅数委員、村上英明委員）	
議案第65号、議案第71号の審査	6
質疑（山崎雅数委員、村上英明委員、川口純子委員、大澤千恵子委員）	
議案第70号の審査	22
質疑（村上英明委員）	
議案第67号の審査	22
質疑（山崎雅数委員）	
採決	25
閉会の宣告	25

民生常任委員会記録

1. 会議日時

平成20年12月9日(火) 午前10時 開会
午後 0時8分 閉会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 上村高義	副委員長 川口純子	委員 山崎雅数
委員 大澤千恵子	委員 村上英明	委員 鳴野浩一郎

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正
保健福祉部長 佐藤芳雄 同部次長兼地域福祉課長 登阪 弘
障害福祉課長 堤 守 生活支援課長 東澗順二 介護保険課長 山田雅也
国保年金課長 野村眞二 同課参事 寺田 博
こども育成課参事 船寺順治

1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 野杵雄三 同局参事 池上 彰

1. 審査案件(審査順)

議案第64号 平成20年度摂津市一般会計補正予算所管分
議案第65号 平成20年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算
議案第71号 摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
議案第70号 摂津市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案第67号 平成20年度摂津市介護保険特別会計補正予算

(午前10時 開会)

○上村高義委員長 おはようございます。
ただいまから民生常任委員会を開会します。

理事者からあいさつを受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

昨日の本会議に引き続きまして、本日はまたお忙しい中、民生常任委員会をお持ちいただきまして、大変ありがとうございます。

本日の案件は、平成20年度摂津市一般会計補正予算所管分のほか4件についてご審査を賜りますが、何とぞよろしくご審査の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

一たん退席をいたしますが、どうぞよろしく申し上げます。

○上村高義委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は大澤委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付してあります案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

議案第64号所管分の審査を行います。

本件につきましては補足説明を省略し、質疑に入ります。

質問のある方は挙手願います。

山崎委員。

○山崎雅数委員 では、64号について、まず10ページの児童福祉費の民間保育所運営費補助金、そして保育所運営負担

金ですね、これが1,000万、7,900万と、こういうことなんですけども、これ、公私間是正というような性質というような話をちょっと先に伺っているんですけども、この中身をちょっとご説明いただきたいと思います。人件費等というふうに伺っておりますけれども、人件費というのは支給についても既にされているものなのか、4月にさかのぼるといって出ているというふうに聞いていますけれども、今後支給されるものなのか。そういった、ちょっと詳しい中身を教えていただければと思います。よろしく申し上げます。

○上村高義委員長 船寺参事。

○船寺こども育成課参事 それでは説明させていただきます。

保育所運営費の国庫負担金というのがございまして、それは歳入の方にありますように、今回4,133万9,000円の歳入を補正させてもらっています。このことは、児童福祉法による保育所運営費国庫負担金のうち、地域区分の適用基準が今まで100分の3であったものが、100分の10に改正されたことに伴うものであります。

この内容といいますのは、職員の給与でいいますと、地域手当になりますので、その地域の物価等を勘案しながら、例えば100の給料に対して3%のプラスをするなり、10%のプラスをするという形で、今回、摂津市の基準が今まで100分の3であったものが100分の10に改正されたということになります。

それに伴いまして、保育所運営費国庫負担金につきましては、2分の1が国、4分の1が府、4分の1が市という負担になってきますので、当然その部分について、ここにありますように府の負担分がこの半分ということになりまして、そ

の負担分プラス4分の1が市の負担分ということで、今回、民間の保育所運営費負担金ということで、この額を増額補正させてもらって、民間園に対して4月にさかのぼって支給することになります。

そして、その上にあります民間保育所運営費補助金というのは、この保育所運営費負担金に対しまして市独自で定めている分でありまして、この金額を支出するうちの13%プラス分を市独自の民間保育所運営費補助金という形で、民間の保育所に対して4月にさかのぼってお支払いするという形になります。

○上村高義委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 ですから、現場の給与というのがどういうふうになるのかということも、ぜひ教えていただきたい。これ、地域手当ということで、100分の3から100分の10に上がったということであれば、地域手当が上がって支給をされるものなのか。それとも、今まで、これは市が負担していたものを国が助けてくれるということで、いわば市の予算が浮くものなのかということか、その辺をちょっとお聞かせいただきたいと思うんですが。

○上村高義委員長 船寺参事。

○船寺こども育成課参事 市のお金が浮くというものでは全然ございません。逆に言えば、国の負担が上がることに伴いまして、当然市はその4分の1を負担することになりますので、市の負担分もふえることになります。今までよりも、だから市からの持ち出し分が多くなるという形になります。

○上村高義委員長 補足説明を、佐藤部長。

○佐藤保健福祉部長 今回の答弁に幾つかちょっと補足をいたしますが、今回のこの補正の理由になっていますのは、先ほど船寺参事が申しあげましたように、保

育所の運営費の負担金、これの一番の算出根拠になっているのは、いわゆる人事院規則に基づく国家公務員の給与、これがベースになったわけですね。

それで、本市の民間保育所については、これまでは3%地域というような形で指定をされておったわけですが、本年4月にさかのぼって、これが10%地域に改定されたということで単価アップになっているわけですが、これが実際に民間保育園に勤務されている一人ひとりの保育士、調理員、園長、これらの方々の給与を一人ひとりに格付してお支払いするというような制度になっておりませんので、この部分については、おおむね例えば3歳児であれば、たしか20対1だったと思うんですが、こういうような形の配置基準になっていますから、この子どもさん20人を保育士1名で見るための保育士の基準の部分の金額が、3%から10%にアップするというございまして、これは実際にはそれぞれの民間の保育園にお支払いをして、それぞれの園の中で、当然言えば一人ひとりの職員に対する給料をお支払いする財源がその分だけふえるわけですから、これをそれぞれの園の中の職員の年齢構成なり、勤続年数なり、そういうものを見ながら、園の方で格付をしてお支払いをしていく財源がその分だけふえるということございまして、実際には一人ひとりの職員がすべて7%分を自動的に上乘せになるというような仕組みではございませんので、よろしく願いいたします。

○上村高義委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 だから、これは私立の保育園に支給をされるということで間違いはないですね。それを、いわば使い道というか、基本的には人件費ということで払われるわけですけども、園に任される

というふうに考えてよろしいわけですね。

ですから、いわば極端に言うと、給料に反映しないということはないですか。その辺、どういうふうな話になっているとか、支給がされて使われるのかというの、追うことはできるのかできないのか、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

○上村高義委員長 佐藤部長。

○佐藤保健福祉部長 これにつきましては、民間保育園に対して市の方でお支払いしたこの負担金、それから補助金、これらについては大枠として人件費部分、それから子どもの処遇に係る経費部分という大枠の1つの目安がありますので、そういう中でそれぞれの園がこの経費の執行をするという形になっておりますし、またそういう中で年度が終了した段階で、市の方にも、また大阪府の方に対しても一定の決算の報告というような形になっておりますので、そういう中でこの大枠の中で規制はされるわけでございますが、先ほどご答弁で申し上げますように、一人ひとりの職員がすべてこの7%に相当するものが、4月にさかのぼって給料アップするということではございませんので、当然年齢の若い方もおれば、一定経験年数を重ねた方もおりますので、そういう部分での個々の職員の方々での多い少ないということは起こってくると思うんですが、トータルベースでは総枠規制がされているということでご理解をいただきたいと思います。

○上村高義委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 済みません、一遍に質問すればいいんですけども、これが私学の助成ということで、これ、公的な部分ですね、公的な保育所でも地域手当というの、にも反映というの、されてくるのかなどうかなというのがあるんですが、

というのは、そういった部分で公的な保育所なんかにも配慮はされてということになれば、こういったこのお金がふえた部分ですね、また人員増とか拡大というの、に使えないのかなと思ったりしているものですから、またこういう部分も地域手当がふえて、人をふやすというぐあいにならないんでしょうけれども、そういった部分にも生かせるのかどうかだけ、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○上村高義委員長 佐藤部長。

○佐藤保健福祉部長 今回の改正は、1つは公立の保育所については、この対象になっておりませんので、あくまでも民間保育園。といいますのは、公立の保育所については、基本的には人事院規則で規定をされておるわけですが、今回の改正は民間保育園の職員の給与のベースになるもの、これも人事院規則で決まっているわけですが、本市の場合は無指定地域になりますから、厳密に申しますと、人事院規則には通常は記載されへん地域になるわけですね。この部分が従来は特例措置として3%ということを受けておったわけですが、これが10%に改定されたということでございまして、ですから、この10%に改定されましたので、公立の保育所の職員の地域手当も10%になるということでは全くございません。そういうことですので、よろしく願いいたします。

○上村高義委員長 山崎委員の質問が終わりました。

ほかにございませんか。

村上委員。

○村上英明委員 先ほどの山崎委員と同じ項目での質問になるかと思いますが、この辺で先ほど3%が10%へということになったということで、これは人

事院規則の改正というか、のことだったというお話だったんですけども、この北摂の近隣市ですね、現状どうなったのか。この摂津と同じように上がったところはあるのかというところが1点と、それからもう一点は、今、この民間保育というのは多分14あるかと思うんですけども、またちょっと違っていけばご訂正等ご意見いただければと思うんですが、その辺の配分方法ですね、どういう形で配分するのかということ、この2点お聞きしたいと思います。

○上村高義委員長 船寺参事。

○船寺こども育成課参事 北摂各市は、もともと10%に近い位置にありますので、今回特に引き上げられたというようなことはちょっと聞いておりません。

それと、民間各保育所にどういう形でふえていくのかということにつきましては、これは保育料を民間に運営費としてお支払いするのは、月ごとによっても違いますし、園ごとによっても当然違ってきます、人数が違いますので。例えば4月にさかのぼって見ますと、1カ月分だけで見ると、400万ほど12園で増額されるという形になります。それが12カ月分になりますので、今回の補正の額という形になってくる。多少ふえたり減ったりということがあるので、単純に4月だけで見ると400万ぐらいの増になるということで、園によっては、だから20万ぐらいのところもあれば、40万、30万のところもあるということで、定数によっても違いますし、運営費そのものには園ごとによって違いがありますし、年齢で受けておられる、その4月の時点の入所されている年齢層によっても、これは当然違う形になりますので、例えばゼロ歳児でしたら幾ら、1から2歳児でしたら幾ら、3歳児でしたら幾らという

ふうに変わってきますので、一概にこれだけ上がるというようなことはちょっと申し上げることはできない。全体で申し上げますと、そういう形になるということです。

○上村高義委員長 村上委員。

○村上英明委員 ということは、これ、3%から10%になったということは、やっとな摂津市が近隣市に追いついたという言い方はおかしいですけども、北摂として足並みをそろえてきたなというようなとらまえでいいというふうな認識をしておるんですが、それでいいのかちょっと再確認だけしたいと思います。

それから、先ほどの配分方法なんですけども、これが入所している乳幼児の数をもとに配分されるのかですね、あとその辺をちょっと説明をしていただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

○上村高義委員長 佐藤部長。

○佐藤保健福祉部長 先ほど申しましたように、近隣各市については既にこの10%以上の地域区分になっておりますので、今ご指摘のように、近隣並みにやや近づいてきていると。近隣並みという状態ではございません。

それから、実際のこの経費の支出の方法につきましては、先ほど来答弁申し上げていますように、この保育所に入っている子どもさんについては、ゼロ歳児、それから1から2歳児、3歳児、4歳児以上と、こういう4つの区分、いわゆる年齢区分、これプラス定員規模によって、おおむね30名単位ぐらいで定員区分がされているという中で、仮に90名定員の保育所に入っているゼロ歳児であれば幾らという形で単価が決まっているわけですね。この部分が、この3%から7%に変わったことによって、おおむね大体、

仮に90名定員の保育所で申しますと、ゼロ歳児が15万4,810円だったものが16万3,870円に基本分が上がるというようなことで、これが約9,000円ほど、それから民間施設給与改善費、これが1万4,520円が1万5,420円というような形に変わりまして、このケースの場合で申しますと、1カ月当たり9,960円アップいたしますので、こういうものが年齢別に集計されてですね、既に12月になっていますから、4月から11月までの分については、延べ児童数掛けるこの金額というような形で積算して、一括で園の方にお支払いをしていくというふうな形になります。

○上村高義委員長 村上委員。

○村上英明委員 どうもありがとうございます。

そういう意味では、若干人件費が上がるというようなこともありますので、その辺である意味でモチベーションが上がるのかなという期待もあります。そういった中で、よりよい園の運営いうんですかね、お願いしたいと思えますし、この辺も含めてですね、先ほどの話もありましたけど、待機児童の解消につきましても、今後また取り組んでいただければなど、そういうふうに思えますので、よろしくお願いいたします。

○上村高義委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時22分 休憩)

(午前10時24分 再開)

○上村高義委員長 議案第65号及び議案第71号の審査を行います。本2件につきましては補足説明を省略し、質疑に入ります。

山崎委員。

○山崎雅数委員 では、質問させていただきます。

まず、65号の国保の補正ですけれども、6ページですね。老健から国保に、後期高齢者に行かずに移行されたというようなことをちょっとお聞きしてたんですけども、これで何人でしたか、170名。この数ですね、移行可能な方というか、移行することが申し出によってできるというような方は、全体でどのくらいいらして、そのうちどのくらいが移行されたという形になるのか、ちょっとお聞きしたいと思うんですけども。同じ市民というかですね、条件が同じ方で老健対象者だった方が、後期医療と国保に分かれるというか、移ることができるということが、どういった影響を及ぼすのかというのをちょっとお聞きしたいと思うんですが。

それと8ページですね、雑入がふえているわけですけれども、これは保険給付がふえたことによってということになると思うんですけども、給付の増額の方の理由を説明いただきたいと思うんですが。予算は、見込みということもあるかと思うんですけども、保険給付がふえた理由の背景というか、根拠を伺いたいと思います。

それと、71号の国保条例の改正の方なんですけれども、この条文の改正そのものは、給付金を引き上げるというだけなんですけれども、この理由というかね、根拠が医療保険制度といいますか、産科医の医療補償の制度が始まるということと、その分を国が見てくれるという話ということなんですけれども、この補償制度の中身というか、背景というかですね、問題点がないのか、ちょっとまた説明をいただければなと思っておりますので、

お願いします。

○上村高義委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 まず、1点目の65歳から74歳の障害認定で旧の老健の対象者であった方で、今回の撤回届を出せる可能があった方の人数につきましては418名で、そのうち今回170名が撤回届を出されてるということでございます。

そして、2番目の給付費が増の理由でございますが、今お答えさせていただきました撤回届を出された170名に係る療養給付費及び高額療養費の増が、今回の給付費の増額の理由でございます。

そして、3点目の71号の議案の分の出産育児一時金を38万円に改める理由につきましては、先ほど委員からございました産科医療補償制度の創設によって、健康保険法の施行令が改正されたということでございますが、この産科医療補償制度の主な内容でございますが、制度の仕組みといたしましては、通常の妊娠、分娩にもかかわらず、脳性麻痺等なったものについて補償金、今現在3,000万円とお聞きしておりますけれども、が支払われるという制度でございます。

その補償金に係る部分で分娩機関が、その運営組織に対して傷害保険、保険金という形でかけられる部分が1件につき3万円となっておりますので、その3万円部分が今回上乘せされたということでございますが、この制度が創設された主な背景といたしましては、出産時において通常の分娩でありながら、脳性麻痺などの事故が生じた場合の、どういうんですかね、両者における紛争の防止であるとか、早期解決であったり、逆にそういうことがないようにということの産科医療の質の向上を図るとというのが目的ということでお聞きしております。

○上村高義委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 ありがとうございます。

移行可能な方というのが418人、こういった方がいらっしやると。この対象ができるということ自体が、制度のおかしなところだと思っておるんですけども、このうち170人が移行された。こういう差というかですね、何で選ばれるというか、全部が行かない、もしくは全部が残らないというような形になったのかとか、その辺の原因、どういふふうにお考えなのかというのをぜひお聞かせいただきたいと思っております。

いろいろ保険料ですとか自己負担分ですとか、後期高齢者医療保険に移ったらかうなる、国保に残ったらかうなるでいろんな条件はね、ご夫婦であるとか単身であるとか条件はあると思うんですけども、こういった方々ですね、どういふふうに対応というか、窓口相談なんかもされてこられて、どういふ話を伺っているかという話をちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

そういうことで、この分が補正で給付はふえるということだった。そうすると、この雑入の歳入のプラス、これは直接は関係ないということになるのかなと思うんで、その雑入のプラスの部分ですね、この予算で入れた分ですが、これはどういったものなのか改めて伺いたいと思っております。

それと、第71号の条例改正の分なんですけども、産科医へのリスク軽減のための保険制度という、この考え方そのものに反対するわけではないですけども、産科医不足の主な原因としては、受診者からの訴えというかね、紛争になると、リスクが大きいという問題が一番論議されているわけなんですけども、それによって産科医不足が起きて、その産科医不足

そのものが医療過誤とか、インフォームドコンセント不足といますか、患者さんへの説明不足にもつながって、リスクを増大させている背景があるわけですから、今になって大学とか医師の増員を言われていますけれども、間に合うものではないので、診療報酬の引き上げとか環境整備ですね、摂津市としても早急に手だてというのが、やっぱり産科医不足なんかには必要なんじゃないかと思うんですけども、その辺の考え方もお聞かせいただければと思います。お願いします。

○上村高義委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 まず1点目の後期高齢への移行の撤回届に関する部分で、418名中170名が移行届を出された。その原因分析ということでございますが、窓口での相談でやっぱり多かったのは、委員が先ほど申されたように、後期高齢の医療保険に行ったときの保険料であったり、国保に残ったときの保険料の比較というのもありました。この部分につきましては、先ほど来ご指摘あるように、世帯の構成であるとかによって、一律後期の方が安いですよと、国保が安いですよということにはならなくて、それぞれの条件で変わってきますので、そのあたりは窓口でも電話でも説明させてもらった上で、最終の判断をしていただいているという形になっております。

あと分析というところでは、どういふんですかね、この新しくできた後期高齢の制度ということで、今まで国保に長年入っていたので、変な言い方ですけどそのままがいいとか、メリット、デメリットを余り慎重に考えず、そのメリット、デメリットを理由としてではなくて、そのまま残りたいというようなご意見もございました。

次に、雑入のプラスの理由ということ

でございますが、この部分については、先ほど給付費がふえたからということの影響はないのではないかとご質問でございますが、予算の性質上、歳出と歳入は収支均衡という形のバランスのとれた予算という形になりますので、その部分で歳出がふえると、当然歳入もふえる要素という形での連動になりますので、雑入がふえた主な理由としては、ほかの歳出の補正を見ていただきましたら、ほとんど減額の補正ということになりまして、やっぱり保険給付費がふえたのが主な影響かなと思われま。

そして、3点目の産科医不足の考え方と申しましょうか、私どもから直接申し上げるのは難しいかなと思うんですが、こういう産科医療補償制度等ができることによって、出産に携わられる医療機関と、また分娩される方の両方に一定不安の解消の要素の1つではないかなと思われまので、そういう不安解消の要素がどんどんふえてくることによって、今の問題が徐々にですけど解決されてくるのではないかなというふうには考えます。

○上村高義委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 老健の方は、移行の方は結構です。

いろんな対象で変わられるということなんですけども、不利益にならないというか、制度が2つあるというのがおかしい話なんですけども、ご相談業務というか、窓口業務をしっかりとやっていただいて、不利益にならないように取り扱いをしていただければと思っております。要望で結構です。

8ページの雑入の話ですけどもね、言いくそうな話なんであれなんですけど、いわばこれは赤字なわけですよ。赤字の繰り越しを、要するに収支合わさんといかんから、雑入にほうり込んでおけと

いう話になっているんじゃないかなと思うんですけども、決算でも伺ってありましたけれども、この雑入の部分、この部分が繰り越していくというか、つまり単年度の赤字が積み上げられていくということになるんじゃないかと思うんですけども、予算の決定のときにはね。決算のときお話ししましたけども、これは確定前で、赤字としては明確になっていないので保険料算定には入れられないという話を伺ったわけですけども、しかし、これが繰上充用とか累積赤字として見えてくるわけです。今回も雑入で6億2,342万円ですか、というふうになってくる。この部分を看過していくというか、というのがどうか。

これまでに我々の要求もさせてもらって、国保会計の健全化ということで健全化計画の中で、平成10年度から14年度、この5年間に一般会計からの繰り入れを行って、赤字の解消を行ってきたという経験があります。同様に、赤字会計を理由に市民負担をふやすということにならないように、一般会計からの繰り入れをこれから計画的に行っていく、単年度赤字を解消していくということに取り組むべきではないかと思うんですけども、今の財政状況ですね、それから市民生活、経済状況は不況といいますね、この状況から見て、市民負担をふやさない努力をすべきではないかと思うので、赤字解消の考え方についてお聞かせいただきたいと思います。

こういった部分でも、この前、決算のときにも話をしましたけども、国保運営協議会の役割なんかも重要になってきているんじゃないかなと思います。その部分でどういうふうというか、考え方をお聞かせいただきたいと思います。

それから、産科医の話は、この制度そ

のものが、だから徐々にという話が出ましたけど、徐々にじゃなくてね、今すぐにやはり産科医不足というのは解消していかなくてはいけないという大きな問題点があると思うんで、ぜひとも、手だてはなかなか出てこないんでしょうけれども、それではちょっと市民の安全・安心というか、守れないというところでは、ぜひとも有効な手だてをぜひご検討いただくようお願いしておきたいと思います。

では、1点だけお願いいたします。

○上村高義委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 それでは、国保特別会計の健全化ということで、赤字の解消でございますが、雑入が今回の補正で約6億2,000万という形になっておりますが、この部分につきましては本年度、この20年度で見ますと、実は医療費の支払いというのが10月分ぐらいまでしかまだ済んでおりませんので、年間通してどのぐらいになるかというのは正直まだ見えないところでございますが、今までからも行っております医療費の支払いにつきましては、やっぱり医療費の適正化ということでレセプトの内容点検であるとか、資格の点検等々を行った中で適正に行っていくと。今回、医療費通知も6回、回数是一緒なんですけど年間分、12カ月分を加入者にお知らせすることによって、不正請求等の防止等も上がってきているところでございます。

その中で、保険料の収納率であるとか、あと国、府等の負担金、交付金の額等についても今後決まってくるものでございますので、今現在のこの6億が年度末にどのぐらいなるかというのは、ちょっと正直まだまだわからないところがございしますが、ただ今回、医療費で保険給付費で約2億2,500万ほどの増額をお願い

しているわけですが、実は障害認定の老健対象者ということで、年齢にしますと65歳から74歳ということで、この層につきましては、実はこの平成20年度から保険制度というのが大きく変わって、国保の中でもこの65歳から74歳というのは前期高齢者という区分になっております。この前期高齢者の医療費につきましては、国保や政管健保、被用者保険、健保組合ですね、等々を合わせた全医療保険者によって財政調整されると、こういう仕組みになっております。

ということで、この制度設計上から見ますと、今回補正させていただいた部分についても財政調整がされるのではないかと。ただ、今年度中に財政調整されるのか、また2年後に精算という形で調整されるのか、どちらかではされるのではないかなというふうには思われます。

そういう意味で申しますと、赤字解消につきましては、ここ数年来行っています収納率の改善であるとか、国、府の負担金等が多くもらえるような経営努力というんでしょうか、そういうものを続けていくことによって赤字の解消に努めていきたいと思っております。

ということで、今回の分につきましては、実は今年度については、前期高齢者の今回補正でも上げさせてもらっていますが、納付金につきましてはもう額の方が確定しておりますので、今年度の概算での増というのはちょっと厳しいのかな、ということになると、2年後の精算のときに恐らく今回の分が反映されてくるのではないかなと思われますので、2年後ぐらいから解消に向けた形での動きができるかなというふうには思っております。

○上村高義委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 ご説明いただきました

けれども、2年後の精算という話もありましたけども、赤字がなくなるという確証はないわけですね。

健全化計画というかね、持つべきではないかと私は思うんですけども、これ、先ほども説明しましたけど、10年から14年の5年間に返したというか、埋めていったことですね、15年度は3,000万マイナスということで来てたのが、16年度1億3,000万、17年度2億7,000万、18年は黒字というか、17年が黒字で1億9,000万に戻りましたが、この間の決算、19年度4億3,000万に今回これがプラスというか、そういう方向ということになると思うんですよ。これを、要するに黒字になるのを待つというか、調整とかですね、いう話になるとおかしな話で、やっぱりこれは市民負担をふやさないと、いう立場からいくと、一般財政からの繰り入れを考えて計画的に減らしていくというのが、今の財政状況を見れば可能なのではないかと。ずっと反対討論でも話をさせてもらいましたが、民生費の比率を上げていくということをきちんと要求されて、財源の確保をしていくという考え方でいただければなと思うんですけども、その解消計画と、それから一般会計からの繰り入れ、この2点についてお考えを最後にお聞かせいただきたいと思っております。

○上村高義委員長 一般会計からの繰り入れについては、小野副市長が来て答弁すべきなんだけど、そのことは、両方からご意見があってもいいと思うんですけども、佐藤部長の方からそれも含めて答弁できますか。

佐藤部長。

○佐藤保健福祉部長 今回、補正をお願いする中で、委員ご指摘のように、雑収

入が6億というような数字になっておりまして、この部分につきましては、これまでのご答弁でも申し上げてきておりますように、本市のこれまでの保険料率の決定の際には、赤字部分というのは算入できるような仕組みになっておりませんので、この6億という部分で保険料率をアップすると、こういうことにはならんわけですが、反対にそうなりますと、この6億をずうっと抱えていかなあかんと、こういう形になりますので、これにつきましては先ほど野村課長からもご答弁申し上げますように、特に今回1億7,000万ほどですか、雑収入を計上させていただいておるわけですが、この大きな理由は、この撤回届が出てきたことによる保険給付費の増。

これに対して、本来であれば年度当初段階からこれを見込める状態であれば、これに伴う歳入というようなことが制度的に可能だったわけですが、これ、国の方にいたしましても、こういう相当高い割合での撤回届というような形になっていますから、そういうことを想定しない中で、ことしの前期高齢者の歳出、歳入の部分が確定しておいて、実際の精算が2年後になってしまうと。こういう状況がありますので、ここらあたりのことがちょうどこの秋口から明らかになってきておりまして、この状況というのは、本市のみならず近隣各市、なべて同じような状況のようにも聞いておりますので、具体的に国に対してどういう対応ができるのか、関係市とも協議をする中で、一定国に対しての要望等取り組みをいたしたいというような考えもしておりますし、そういう中でこの部分が具体的にその2年後にどれぐらい見込めるものなのかという部分の精査もしながら、一定財政当局とも協議をしていきたいというふうに考え

ておりますので、よろしく願いいたします。

○上村高義委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 部長から答弁してもらったようにですね、赤字部分は抱えていくというのも、やはり全然問題なしとするわけにもいかんと思いますので、ぜひとも健全化の計画というのをぜひ考えていただければと思います。要望で結構なんですから。

こういった赤字であかんというわけではないんですけどもね、別に福祉の制度ですから、赤字で構わないという部分もあるんですけども、それが保険料にはね返るといようなことになってくると、保険料が払えない。きょうの新聞、ニュースにもありましたけども、子どもの資格証の発行では自民、公明、民主と3党合わせて、子どもにはもう資格証はという話が出ていましたけども、滞納を理由に資格証を発行するというのは非常に野蛮なことやと思っておりますので、今後ぜひとも窓口業務あわせて、計画的に会計の健全化に努めてもらわないといけないんじゃないかなと思いますので、要望としておきます。よろしく願いします。

○上村高義委員長 ほかにございませぬか。

村上委員。

○村上英明委員 今回、国保の特別会計の中で、これ、3ページになるんですけども、歳出面で保険給付費ということで、款ということで2億2,440万という増額補正ということになっておりますけども、これが主には先ほど言いました撤回届の方々の保険給付費の増ということでありましたけども、これは確認なんですけども、今年度いっぱい、要は伸びをある程度予測しての人数を含めた形で予算化しているのかですね、その辺を1

点お聞きしたいと思います。

それから、議案第71号の方なんですけども、これ、先ほども質問ございました35万円が38万円ということで、これ、産科医療補償制度の開始に合わせた、来年1月からの開始ですね、合わせた措置だというふうに思っておりますけども、これもことしの8月か9月ぐらいだったのでしょうか、こういう産科医の補償制度ができるよという中で、3万円プラスするよというようなお話もございましたけども、そういう中で私、そのときには、35万円プラス、この保険分と、要は2階建てみたいな形で、最初ちょっととらまえておったようなところもございますので、その辺で今回の条例ではそういうことでなくて、1段階で38万円というふうになったかと思えます。そういう中で、この補償制度加入の病院の率につきまして1点お聞きしたいと思います。

この2点、以上でございます。

○上村高義委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 まず、1点目の保険給付費増についてでございますが、今年度の撤回届の状況を見ての伸びを含んでいるかということでございますが、当初予算の額も含めて今年度の伸びを見た形での補正とさせてもらっております。

2点目の産科医療補償制度の加入率ということでございますが、直近で来ておりますのが平成20年、ことしの12月2日現在でございますが、全国ベースで見ますと加入率が98.2%となっております。

○上村高義委員長 村上委員。

○村上英明委員 先ほどご答弁の中では、この撤回届分の伸びを見てというお話でございましたけども、1点ですね、最終、3月末でどれぐらいまでの人数と想定されておられるのか、その1点をお聞きし

たいと思います。

それから、この議案第71号の産科医療補償制度に絡んでの出産育児一時金の増額の件でございますけども、これ、ちょっとインターネット等で調べると、要は2階建てでされているような自治体もやっぱりあるわけですね。そういう中で、やはり残りこの1.8%の病院がですね、こういう補償制度に加入されておられないというところで出産されると、ということもあろうかと思えます。

そういう中で、1階建てという38万円一律と、35万円と3万円と分けてというような中でですね、なぜこの38万円一律にしたのかなということ、この点をお聞きしたいなというふうに思います。

○上村高義委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 まず、1点目の撤回届を出される分についての今後の見込みということでございますが、実は制度が4月からできまして、今回の170名というのは、もう大半がその制度発足時のものでございまして、例月ですと、もうほぼ、ほぼいうか、件数にしたら1件に満たない、各月、ですので、人数としてはもうそう伸びないかなとは思っております。

それと次、2点目でございますが、委員ご指摘のとおり、確かに35万円にプラス、今回の産科医療補償の保険3万円という2階建てでされている自治体もございまして、本市のように一律38万円という自治体もございまして、今回、本市が38万円一律で提案させてもらった理由でございますが、確かに加入率としては100%ではないんですが、今現在35万の出産育児一時金という形で出させてもらっておる中におきましても、実は分娩費用等については医療機関一律という形にはなっていないと。35万円のと

ころもあれば、40万円、50万円のところもあると。その中で35万円一律の出産育児一時金と。この一時金につきましては、出産と育児も含めた要素での一時金という形で35万円させてもらっている中で、今回100%ではないですけども98.2%、これも国の方では100%を目指してやっていくということもお聞きしておりますので、その中では、この上がった要因としては、この補償制度の3万円ということですが、分娩費用や、あと出産・育児という両方の面から見て、一律で3万円今回改正させてもらうということで提案させてもらっています。よろしくお願ひします。

○上村高義委員長 村上委員。

○村上英明委員 ご答弁ありがとうございます。

確かに、この保険給付費についていえば、この国保、総額から見て約3分の1ぐらい占めているというようなところで、その原課からすれば、レセプトが来た分はお支払いするというようなことで、削減というのはなかなか難しいという面があるかと思ひますが、その反面です、やっぱり収納率を上げていくという、さらに努力していくということも、先ほどお話しもございましたけども、雑収入の抑制というんですかね、そういう件とか、また保険料の伸びの抑制等々にも影響してこようかと思ひますので、その辺で原課とすれば収納率の向上ですね、今後しっかり取り組んでいっていただきたいなというふうに思ひます。

またこの保険給付費、病院に行かれて、早く病気を治すというようなことでやっぱり必要かなというふうには思ひますが、これがこの18年度決算、この国保の総額でいくと約90億というような中で、それからこの19年度決算でいけ

ば約96億ということで、今回99億というような形で、来年もう100億まで行ってしまうのではないかなと、そういうふうなことも考えられますので、その辺の給付費を抑えるという意味では、やっぱり原課のみならず、健康推進課とさらに連携を強化していくとか、また道路の舗装も含めてそうですし、そういうような修繕等も含めて、けがのないようにというか、安全な市政運営という中で市全体での取り組みも必要ではないかなと、そういうふうに思ひますので、その辺で他課、また他部も含めて連携を強化していただければなと、そういうふうに思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それから、この出産育児一時金の件なんですけども、今までは医療事故が起こった場合には、解決に向けてなかなか時間を要していたというか、労力を要していたというような形で、今回できたということで、新たな1つの安心して出産を迎えることができると、そういうような1つの大きな要因にもなってきたのかなと、そういうふうに思ひますけども。そういう中で、今後しっかりと適正な事務執行を、よろしくお願ひしたいなと、そういうふうに思ひますので、よろしくお願ひします。

○上村高義委員長 村上委員の質問が終わりました。

ほかにございませんか。

川口委員。

○川口純子委員 先ほどからちょっと説明を聞いておりますけれども、雑収入のこの数字の根拠がやっぱりよくわからないんですね。1億7,824万6,000円で、総額雑収入で6億4,382万7,000円と、そういう数字が出ておりました、先ほどから前期高齢者の方た

ちの中で国保に残った人たち、その医療費の伸びであるとか、そういうのも予測してということ、今年度の分も予測してということなんですが、大体どういうふうな数字を根拠にして出してこられるんですか、この数字は。

それから、先ほど国保運営協議会についての運営のあり方ですね。高く払えない国保料、こうすることで収納率も上がらない、こういうことが悪循環となって、今の国保の制度の中でやっぱり出てきていると思います。職員の方たちは、一生懸命いろいろ頑張っているとは思いますが、それから、直接徴収に行かれる方たちも頑張っておられると思いますが、やはり貧困と格差が大きく広がってきている中で負担がふえてね、食料品を削って生活しておられる、そういう方たちの実際の市民の暮らしは本当に大変になってきております。そういう中で、この雑収入で上げている部分が、国保料のまたまた値上げにつながっていくのではないかと、やはり心配するわけです。

先ほど財政運営のあり方、私はやっぱり民生費の予算をもっとふやして、やはり国保は払える保険料に、そういうことできちんと見直していくということが必要だと思いますし、国保に入ってくる方の世帯の割合もそんなにたくさん、世帯はふえているけれども、人数的には減っていると。そういうのも、ここ、この数字を見てますと出てますが、いろいろ後期高齢者医療制度も来年どうなっていくかわからない。早く廃止してほしいなと私は考えておりますけれども、このようなやっぱり高齢者を差別するような制度については、ことしも本当にたくさんの方が上がってきているわけです。

そういう中で、国保年金課の皆さんは

事務をしなければならないという中で、本当に予測もしがたい部分もあるとは思いますが、やはり払える保険料にしていくために、国保運協などでもどういうふうに話をしていくのかですね。議員が国保運協にも入れなくなりましたので、そういう中身についてはどういう議論が今後もされていくのかですね。この雑入などについての考え方ですね、どう解決をされようとしているのか。先ほど山崎委員も言いましたが、やはり一般会計からの繰り入れをふやす以外ないと、そういうふうに思います。

摂津市の市民の皆さんの暮らしの実態ですね。それから医療抑制、病院になかなか行けない。行きたくても行けない。後期高齢者医療制度も始まってからですね、やはりこれまで受診を1カ月に2回ぐらい行ってたけれども、1回に絞るとかですね、薬だけもらえるように頼んでいるとかね、そういう実態が聞こえてきていますよね。本当にやっぱり病院に行くのも、検査を受けずに、何ていいですかね、血液検査を2回を1回にしてもらおうとか、そういうことをお医者さんに直接話をしておられる市民の方の声が実際届いてきています。そうやって何とか医療費の窓口の負担を減らそうということで、一生懸命努力しておられると思います、回数も減らしてね。そういう実態がある中で、本当に運協の果たすべき役割というのも大変大事だと思うんですが、その辺のところは部長の方から答弁いただけたらありがたいなと思います。

この雑収入が値上げしていく、この圧力というか、根拠になっていくことのないように思うわけですが、こういう空手形というか、こういうのをやっていくことについての財政運営のあり方ですね、このことについて再度お伺いしたいと思い

ます。

それから、71号ですが、これについては助産院なども全部加入をしていかれることになるのか。医療機関ということなのですが。

それから、この35万円が38万円になるということなのですが、結局はこの3万円ふえた分というのは、出産をされる患者さんというか、その方に結局請求されているということになるかと思うんですが、その辺のちょっと仕組みを教えてくださいたいと思います。

○上村高義委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 そしたら私の方から、まず議案第71号の件で助産院も対象になるのかどうかというところでございますが、先ほど加入率として98.2%と上げさせてもらった中には助産所も含まれておりますので、当然加入の対象になっていると考えております。

そして、この産科医療補償の保険が1件につき3万円ということで、その部分が当然分娩費用に乗せられるのではないかというお話ですが、私どももそのお見込みどおりと考えております。その部分を一時金に3万円乗せるというような形になっておるんですが、この流れといたしましては、通常順番としては分娩、出産がされて、出産育児一時金の請求、そして私どもが一時金を支給させてもらうという流れなのですが、この3万円の部分だけの流れを逆で見えていきますと、私どもが3万円お支払いさせてもらうと、分娩された方の世帯に。その3万円は、いわば分娩機関、医療機関がご本人さんに請求されますので、そのまま3万円は医療機関に入ると。医療機関が、この産科医療補償制度を運営している保険会社に、3万円を保険料として支払われるというような形になります。

私からは以上でございます。

○上村高義委員長 佐藤部長。

○佐藤保健福祉部長 運営協議会で、この国保加入者の生活実態を踏まえた中で、払える保険料にというようなことも含めて議論をしていくべきではないかと、このような趣旨でのお問いでございますが、委員もご承知のとおり、この保険料につきましては、摂津市国民健康保険条例の中で、具体には第11条からの条文があるわけでございますが、ここで具体的に保険料率を定める方式が規定をされております。そういう意味で申しますと、この部分そのものにつきましては、この運営協議会が関与できる余地はございません。

しかしながら、国保の運営につきまして、予算、また決算、それぞれ運営協議会にご報告をし、ご意見を賜っておりますので、そういう際にこういう形の赤字というような形で出てきていると、こういう部分についてどうなのかというようなことでご意見を、運営協議会の委員さんからいただくというようなことにつきましては、やぶさかではございませんが、直接的に保険料率の部分について運営協議会がということは、今の仕組み上難しいということになっております。

ただし、所得割、それから均等割、平等割、これらの割合等につきましては、当然それぞれの、例えば摂津市であれば摂津市の地域の実情に応じた形で割合を変えていくというようなことは、制度的には可能でございますので、そういう部分で運営協議会の委員さんからご意見を出していただいて、変えるというようなことは可能なわけですが、オールトータルの賦課総額そのものにつきましては、先ほど答弁いたしましたように、関与できるような仕組みにはなっていないという

ことをご理解をお願いしたいというふうに考えております。

また、雑収入の問題でございますが、これにつきましては先ほどのご答弁でも申し上げていますように、今の仕組み上、保険料に転嫁できるという仕組みになっておりません。

こういう中で、そうすると通例で申しますと、6億という数字が赤字へ直結していくという形になったときに、これをどう考えていくのかという問題がありますから、本来の形は国保の特会は特会として、本来的にはプラスマイナスゼロ、ないしは保険事業ということ考えたときには、一定プラスというようなことを私どもとしては指向していかなあかん状態の中で、この6億という非常に大きな金額というようなことになりますから、これは先ほど答弁でも申し上げておりますように、今回の前期高齢者部分の制度変更に伴う2年後の精算という部分が、どういう動きになっていくのか。このあたり十分精査する中で、一定の見通しも踏まえた中で、財政ともこれは十分協議をしていかなあかんという考えをいたしております。

○上村高義委員長 川口委員。

○川口純子委員 出産育児一時金の件なんですが、これにつきましては、市と医療機関で直接やりとりするって、そういうことにはならないんでしょうか。結局、同じような感じだと思えるんですけどね、その辺はできないんでしょうかね。

それから、出産育児一時金を請求された方の中で、国保を滞納しておられる方々に対して差し引くというような、そういうことは窓口ではまさかやっていないとは思いますが、その辺についてはきちんとお渡しすると、そういうことで相談には乗っていくということが今でもきち

んとできているのかですね、確認したいと思います。

それから、今の雑入でかつてない6億という数字が上がってて、本当にびっくりしているわけですが、この中の国保運協の果たす役割、実態、一体国保運協は今、何を話し合いをしているんでしょうか。何のための国保運協なんんでしょうか。

それから、制度上でできなくなっているというふうに、そういう仕組みに変えられたわけですがけれども、実態として収納率もなかなか上がらない。職員が本当に努力をさせていただいている。分納相談にも乗っていただいたり、窓口の一部負担減免制度なども拡充していただいたり、本当にやっぱり私はよく頑張らせていただいていると思うんですよ。そういう中で、本当にやっぱり払えないという、そういう実態が出てきて、それでもなおかつ年々上がるという、そういうことについて、やはりどこでそしたらね、この委員会ですっきりと論議して、やっぱり値上げすべきではないという、そういう委員会になればいいんですが、財政の問題もありますから、いろいろ論議しなければなりませんけれども、やはり運協の果たす役割というのは、そしたら今、佐藤部長がお話しされたんですが、一体何を話し合いをしているんでしょうか。何のために国保運協があるんでしょうか。

制度的に無理とおっしゃるのであれば、みずからがそういうふうに変えたわけですが、またみずから変えるということもできるのではないかなと私は思いますが、この委員さんね、載っておりますけれども、お医者さんの方たちも、窓口、後期高齢者医療制度でも摂津の医師会も反対の決議を上げておられますしね。そういう中で、本当にたくさんいろんな医療の

今の深刻な問題ね、たくさんあると思うんですよね。そういう中で、やっぱり市民の人たちが病院に来られているわけですね。そういうのを目の当たりに見られて、本当にやっぱり払える保険料にしていかなければならない。

また、資格証明書の発行の問題も、この間問題になりました。お隣、吹田市では、資格証明書を発行してないんですよ。なぜそれができるんですか。国が決めたことだからといって、佐藤部長が課長のときに、この資格証明書を発行するということが国保運協で出されました。そのときに保険医協会、お医者さんの先生たちとか、そういうことにして資格証明書の発行についてはやっぱり行うべきではないということが、意見も出てたと思います。そういう中で、その当初はわずか2世帯ぐらいでしたが、今やっぱり42世帯ですか、そういうふうになっていきますよね。その中で子どももいたということで、全国3万3,000人の子どもたちが資格証明書の、保険証がないということで問題になりました。そういう自治体の1つに入っているというのは、とても恥ずかしいと思っているんです、私はね。

この中で42世帯、発行していますよね。ことしの6月の時点でね。そういう中で、資格証明書の発行についても、やはりやめていくような方向を見出していきたいなと思うんですよね。そういうのも運協でもっともっと話ができるであろうし、制度的に決まったからといって、当初、わずか2世帯、できるだけ発行は抑えていきたいって、課長おっしゃいましたよ、佐藤部長、その当時、できるだけ抑えていくようにしたいと、そういうふうにおっしゃっておられましたよ。しかし、やはり払えない人たちがふえて

きている中で、発行をどんどんし続けているじゃないですか。ようやく今度、子どもたちには短期保険証ということになりましたけれども、こういう子どもたちの中で医療差別が起こっていいのか、後期高齢者の人たちも、年齢でこんな差別がされていいのかという、そういう怒りがいっぱいです。

本当に払える保険料にしていくために、これを値上げの根拠にすることのないように、財政問題について、一体どこで、そしたらどう決まっていくのか。ここの委員会で賛否が問われるわけですがけれども、雑収入のこのことが値上げにつながっていくことのないようにね。自動的に料率が改定されるような仕組みができてしまっていますけれども、実際には本当に払えない人たちがこれからもふえてくるでしょう。もっともっと深刻なこの年末を迎えているわけですね。そういうところにやっぱりしっかりと目を向けていただいて、この委員会でも、もっともっとそういう問題が論議できるようにしていきたいなと思います。

職員の方たちは、私はよく頑張っているし、基本的にすごく話、相談も乗っていただいたりしていると思います。分納相談や、分納もあきらめて払わないという、そういうことになってしまふことのないように、やはり努力していきたいなとも思いますので、そのことについて申し上げました。

もう一度部長の方からお聞きしたいと思います。

○上村高義委員長 佐藤部長。

○佐藤保健福祉部長 国保運協の保険料改定についての関与の問題ですが、これは先ほど変えたというようなことでご発言をいただいておりますが、摂津市の国民健康保険条例につきましては、従来か

らこの部分についての仕組みは一切変わっておりません。

それで、ある意味で申しますと、この運営協議会の規則につきましても変わっておりませんので、この運営協議会の審議事項というようなことも、この規則の中で規定をされておりまして、一部負担金の負担割合に関する事項、それから保険料の賦課方法に関する事項、それから保険給付の種類及び内容に関する事項、その他市長が必要と認める事項と、この4項目が国保運営協議会の所掌事項であるということで、先ほどのご答弁でも申し上げておりますように、均等割、平等割、所得割の割合をどうするというような部分については、これは運営協議会での審議事項になるわけですが、今の国保の仕組み上は、当初予算の歳出、歳入が決まった段階で、4月1日現在の被保険者の加入されている方々の前年の所得の状況に応じて自動的に決まってくると、こういうような仕組みになっておりますので、そういう意味で申しますと、個々の料率についての、また部分についての、どういうんですかな、運営協議会の関与というのはいかなる状況になっておりますので、その点をご理解をいただきたいというふうに考えております。

それから、資格証の発行の問題でございますが、確かにご指摘のように、国民健康保険法の改正が、私が国保年金課長在任中にございまして、この資格証の発行が義務づけられましたので、一定1年以上全く納付のない方を対象に、本人の方に連絡を申し上げまして、また実際に訪問をいたしまして、事情等の聞き取りをさせていただく中で、極力少なくするというような努力をしてきたというような経緯は、当時も今も変わっておりません。

ただ、総体的に申しますと、全く納付のない世帯が徐々にふえているという現状がある中で、こういう数値になっているというふうなことでございますので、一定機械的に出しているというようなことではございませんので、その部分もご理解をお願いしたいというふうに考えております。

○上村高義委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 それでは私の方から、まず1点目、雑収入の根拠ということでございますが、この部分につきましては、先ほど来、歳入歳出の収支の均衡という中での部分もございます。今回の補正の中で申し上げますと、保険給付費、今回の療養給付費と高額療養費の補正で約2億2,440万、この分につきましては歳入でいえば一般の保険料、医療分と国庫負担の過年度分の療養給付費負担金であったり、財政安定化支援金が当たるわけですが、その部分が3,696万4,000円ということで、ここの部分で不足が、差として1億8,700万ほどが出てきております。

そして、後期高齢支援金の納付金で申しますと、納付金が27万6,000円の減額に対しまして、入でいいますと、一般の保険料、そして国庫の後期高齢の支援金の負担金であったり、療養給付費の交付金の支援分の減額等がございまして、歳入の方も970万ほどの減額という形で、こちらの方でも約950万円ほどの不足が出ています。

そして、老健の拠出金に関しましては、歳出の方で約1,300万ほどの減額に対しまして、歳入の方では国庫の老健拠出金の負担金であったり、療養給付費交付金の老健分等々で770万ほどの減額ということで、この部分では差し引きで申しますと520万ほどのプラスが出る

という形でございます。

そして、あと介護納付金で申しますと、国庫の負担金が43万円の減に対して、介護納付金、歳出の方が126万ほどの減ということで83万円ほどプラスが出ております。

あと前期高齢者の納付金であったり、納付金の減額等々によって、最終雑収入として今回1億7,800万ほどを上げさせていただいているという形になります。

そして次に、出産育児一時金についてでございますが、市と直接医療機関とのやりとりができないのかというご質問でございますが、この件につきましては、本年の4月から出産育児一時金の受領に関する委任払いの制度を設けておりますので、そういう面から申しますと、申請の手続というのは必要になります。市と医療機関での一時金のやりとりというのは可能でございます。

あと、この一時金に関しまして、保険料を滞納されている方について相殺していることはないかということでございますが、ご依頼はさせてもらっています。私ども、保険給付という業務がございますが、それと関連してやっぱり給付の、どういうんですかね、安定した給付ということで申しますと、逆に歳入面の確保という仕事も、私も重要な仕事と考えておりますので、保険料に未納がある場合については、ご依頼はさせてもらっておりますけれども、強制的に相殺しているということはありません。

あと1点、先ほどご質問の中で資格証の発行の件でございますが、吹田市はゼロということでお聞きしましたが、私どもの持っている資料ではゼロという形にはなっておりません。

○上村高義委員長 川口委員。

○川口純子委員 出産育児一時金の国保滞納を理由にね、ご依頼はしているということで、職員の方たちも収納率を上げなあかんし、そういうこともあるだろうしね、やっておられると思うんですけども、やはり納得のいくような形できちんと対応していただきたいと思ひますし、直接医療機関に払う受領委任払い、それもあるということなので、両方やっているという感じなんですかね。

今回のこの3万円の保険制度に入るといふことで、そういうことはもっとこれは医療機関と自治体で請求して、病院ができるんじゃないかなと思うんですが、全然それはもうないんでしょうかね、これから、もうこういうふうに変えるということなんだから、この選択をしたんだと思うんですけども、他市ではそういうことはないんでしょうか。医療機関と直接やるというのは。これはもう全国一律になるんかわかりませんので、要望等含めて確認したいと思ひます。

大阪府下の自治体の中で、吹田市は、私の勘違いでした。資格証明書は32世帯出ていますが、摂津の42と比べたらね、格段に人口の割合でいっても少ないんですが、子どものいる世帯には発行してないと、そういうことが出ていました。

この資格証明書の発行は、できるだけ抑えたいが、保険料の関係で今これだけになっていると、先ほど部長おっしゃいましたけれども、今全国的にこの資格証明書の問題がやっぱり問題になってきています。国がそれを義務づけたからといって、やはりいろいろ努力もしておられる中で、それでもやっぱり、今42って私が持っている数字ではそうなんです、そういう数になってきているということなんです、この間、やはりそういう保険がないということで孤独死であるとか

ですね、そういうのも摂津でも1回実態調査で調べなければならぬなとも思うんですが、本当にもっともっと、この資格証明書発行はやめていくというね、そういうことについて運協などでもしっかり話もしていただきたいなと思います。改善して、なくしていったきたいなと要請しておきたいと思います。

それから、保険料のこの国保の問題ですが、いろいろ数字の根拠をおっしゃいました。今後、このような財政運営のあり方は、もともと国の後期高齢医療制度とか、国保に対する国の負担がやっぱり減らされているという、そういう中で、地方自治体がどこも四苦八苦しているという、こういう中で出てきている問題だと思います。

しかし、それが市民の皆さんへのやっぱり高い保険料となって、負担が行くということになってはやっぱりだめだと思いますので、ぜひこのことについては値上げにつながっていくことのないように、やはり十分国保の担当課の中でも論議していただいて、滞納されている方たちとかそういう方についても、十分窓口で親切・丁寧な対応をしていただいて、やっぱり改善をしていけるように、払える保険料にしていくために努力していただきたいと、要請しておきたいと思います。

○上村高義委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 それでは、出産育児一時金に係るご質問についてお答えさせていただきます。

委任払いという方法はあるけども、それ以外、以外というか、もう直接やりとりできないかということで、他市の状況等でございますが、この部分につきましては、従前、現金給付ということで直接市の方に申請していただいて、支給させてもらうという形が、全市というか、国

保は共通でございます、どこの市も。その部分について、本市はことし、今年度の4月からですが、委任払いという形をさせてもらっております。この取り組みについても、各市とも取り扱いを始める時期はさまざまですが、やっております。それ以外の方法というのは、現実、今はまた制度という形になりますが、直接、保険者と医療機関でのやりとりというのは、今のところはできない形になっております。

しかし、これ、一定情報という形で、国の方では今委員ご質問ありました診療報酬の支払いと同じような形で、行く行くは医療機関から請求があったものを保険者が、間には審査支払機関というのがございますけども、そこを経由してするような形というのも今現在検討はされているという形でございます。今の時点ではということですが、ちょっとできないんですが、行く行くはそういう形を検討して可能になるんじゃないかなと考えられます。

○上村高義委員長 大澤委員。

○大澤千恵子委員 第71号なんですけど、ちょっと先ほどの川口委員の質問に対してお答えいただいた件で、先ほど医療機関とやりとりができることをこの先は考えていかないといけないと、国の方針としてというお話がありましたけれども、出産育児一時金という形で、私自身は出産したときに、この35万円というのを非常にありがたい、多分世帯の皆さんはそう思っているんじゃないかなと思うんですけども、その請求を出産、病院に対して請求をするということであれば、これは出産の費用という形になると思うんですね。これは出産育児一時金という形なので、育児の部分と出産の部分と、それから産科医療補償制度の部分、これ

は本来は3つを分けておかなければ、医療に対しての請求かかって、そこで精算をするということになれば、出産費用だけの分の支払いになるのではないかなという、ちょっと疑問が出たんですけども。

そうならば、ここに対して38万円の大枠を置いているというのは、どういふふうに考えたらいいのかなということをやちょっと教えていただきたいなと思います。

○上村高義委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 出産育児一時金という形で支給させてもらっておりまして、確かに委員ご指摘のとおり、出産と育児と、今回3万円部分については産科医療補償制度の保険という形になっておるわけですが、これが今、直接医療機関に支払う委任払いにしる、形はそういう形になるんですが、現金支給というような形が今ベースになっておりまして、これは何かと申しますと、出産というのが実は保険診療の適用外と、保険診療になっていないんですが、実際費用的にはかなりの額がかかるという中では、出産される方の負担の軽減ということで、この一時金が制定されたのかなという中で、保険外ですので、出産費用についても各医療機関まちまちの中で、この一律の額で支給させてもらっているということや、全額を補てんしている部分ではございませんので、細分化すれば出産と育児とこの産科医療補償の保険という形には分かれるかもしれないんですが、それらを一括してという形で今回35万円をさせてもらったんですが、別々にというのはちょっと難しいのかなと思われま。

○上村高義委員長 佐藤部長。

○佐藤保健福祉部長 若干補足いたしますが、先ほど来野村課長からご答弁申し上げていますように、現行ではこの35

万円、また38万、これはどの部分が出産費用で、どの部分が育児費用という区分けはいたしておりませんし、またこの部分を通常の診療報酬と同じような形で、支払機関を経由して市が直接病院にお支払いするというすべがないのは現状でございます。そういう中で唯一、受領委任払いという制度を使うということや、委員ご質問の部分につきましては、私も報道等で接している内容でございますので、今後、その政府の動きがどうなっていくのかという部分に絡んでくるわけですが、私どもで接している内容としては、来年度以降のように聞いておりますが、出産費用部分については、これまでの医療費と同じようなシステムに乗っけて、病院に産まれたご本人さんを経ずに、保険者からお支払いするような仕組みを設けていくのと同時に、子育て支援という観点からですね、この部分の金額のアップというような部分も含めて検討しておるといふような情報には接しておるわけですね。

ですから、そうなったときには、出産費用部分と育児費用部分とは切り離していくような形が出てくるのではないかなというふうには受けとめておりますが、いずれにいたしましても、これは今政府内で検討中であるということや、その点ご理解をお願いしたいなというふうに考えております。

○上村高義委員長 大澤委員。

○大澤千恵子委員 国の方針がそういうふうに変われば、少子化という部分で、若い世代のお母さんたちが、やはりこの出産費用の立てかえという部分ではすごくしんどくて、後から返ってくるんだけど、一たんは立てかえないといけないというところで、医療費を直接支払う

ということはすごく、私はそういう制度というのは必要だなと思ってたんですけど、今これを見ますと、育児金が載っているんで、部長がおっしゃったように、国としてそういう方向になれば、すごく子育ても出産もしやすい環境になるのかなということで、ちょっと質問させていただきました。ありがとうございました。

○上村高義委員長 他にないですかね。

委員長からですけども、先ほど川口委員の中で国保運営協議会の中身について、協議内容がちょっとわからないという部分もあったし、最近の諮問内容と答申内容について資料をぜひ出していただきたいということと、それと近々また協議会に諮問をされると思いますけども、その都度、やっぱり諮問内容、答申内容については委員の皆さんにお配りいただいて、それをもとに議論を展開していきたいと思っておりますので、その方がより活発な議論が出るのではないかなと思っておりますので、その資料をぜひ委員に提出いただきますようお願いしておきます。

以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時50分 休憩)

(午前11時51分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

議案第70号の審査を行います。本件につきましては補足説明を省略し、質疑に入ります。

村上委員。

○村上英明委員 今回のこの条例の改正ということで、原子爆弾被爆者に関する法律が改正されてということでお聞きしておるんですけども、内容的には全然変わらず、条項整理ということだと思っておりますが、1点だけ、この対象者数といいますか、被爆者健康手帳配布数について、この1点だけお聞きしたいと思っております。

○上村高義委員長 寺田参事。

○寺田国保年金課参事 村上委員の質問にお答えいたします。

被爆者健康手帳の所持の数ということでございますけれども、茨木健康プラザ、旧の保健所が所管しておりますけれども、被爆者健康手帳の所持についてはおおむね70名、ただし被爆者健康手帳を要件にしたこの一部負担助成の所持の数は、20年11月30日現在、16名でございます。

○上村高義委員長 ほかないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時53分 休憩)

(午前11時54分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

議案第67号の審査を行います。本件につきましては補足説明を省略し、質疑に入ります。

山崎委員。

○山崎雅数委員 今回の介護保険の補正は、コンピューターの改正システムの対応の作業をいろいろ委託をしてということをお聞きしていますけれども、調査票とか報酬改定とかいうことなんですけども、この中身がこういった方向になっているかというか、詳しくちょっとお聞かせいただきたいと思うんですけども。報酬改定、上がっていく方にあれしてたんだと思うんですが、料金改定とかですね、まだ4段階、所得段階の多段階化に伴うということで、4段階の方をまた2つに分解するというので、今度は8段階になっていくのかなというようなことですね。ちょっと中身の方をご説明いただいでですね。

この改修費用というのが、結構高いの

か安いのか、ちょっと私もよくわからないんですけども、こんなにかかるものなのか、819万ですね、というのをちょっとご説明いただければと思います。

○上村高義委員長 山田課長。

○山田介護保険課長 今回の補正をお願いします介護保険システム仕様変更委託料の内容ということですが、いずれも平成21年度に予定されている制度改正に対応するための準備ということで、今のご質問の中にもありましたように、1つには介護報酬の改定に伴う、それは給付の管理のシステムの変更ですね。それからもう一つは、所得段階を多段階化するというのが、国の政令改正で可能ということになりましたので、それに対応するための改修、それともう一つは認定の訪問調査の項目が一部見直しになるということですので、その対応と、それからそれを取り込むためのOCRのソフトの改修と、こういった内容でございますが、それぞれの中身ということで、まず報酬改定につきましては、具体的にはまだ国の方から示されておりませんが、新聞報道等で3%のアップというようなことでは報道されております。これは10月に国の方で開かれました新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議でまとめられた生活対策の1つということで、介護報酬の改定によって介護従事者の処遇の改善を図るというような内容のものでございます。

ただし、具体的にどのサービス、どのメニューが幾らになるのかということは、まだ示されてはおりません。

それからもう一点、所得段階の多段階化ということで、現在、摂津市では7段階の保険料設定しておりますが、その基準になる第4段階、これは本人さんは非

課税ですが、世帯の中に課税の方がいらっしゃるという基準の段階なんです、それが基本ということで、その中で本人さんの収入が年間80万までの方については、一定軽減を保険者の判断でできるということでの政令改正が行われました。それに対応するためのシステムの改修がメインになっておりますが、そのほかにも、本人さんが課税の段階でも、さらに細分化して、負担をできるだけ公平に、実態に合った形にそれぞれの保険者の判断で対応できるようにと、これについてもシステムの改修が必要ということになっております。

それと、もう一点の調査項目の見直しということでございますけれども、これにつきましては、今現在の認定ソフトが平成13年のものがベースになっておりまして、それ以降に全国で認定審査会が多数開かれておりまして、実際に介護度が2次判定で変更された部分とかいうノウハウ、データの蓄積がございますので、そういうことも踏まえて、国の大もとの判定のソフトが変わるとということと、それにあわせて若干、今現在82項目の調査項目なんです、それを74項目に再編成して、より1次判定から2次判定でばらつきが出ないようにというような観点での改正と聞いております。

これについても、これをそれぞれの自治体で導入するというためのソフトと、そのための導入するための改修費用ということでございます。

一応改修の制度変更の内容はそういうものでございまして、あと費用が安いかわ高いかということなんです、この内訳としましては、大もと、全国的な一律の改正ですので、パッケージのソフトといひまして、それぞれのメーカーといひますか、ベンダーの方で大もとの改修のソ

フトを開発しまして、それをそれぞれ改修するその委託業者の方が購入して、一部それぞれの市町村の仕様に合わせた形で改修して、導入の作業をSEですね、システムエンジニアの方が作業をするということで、パッケージの費用とSEの費用ということに内訳としてはなるんですけども、近隣各市の状況とかも問い合わせしておるんですけども、見積もりを見る範囲では妥当、あるいは他市よりも安いぐらいの金額には出ているというのが現状です。

○上村高義委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 金額の点については、私も高いとか安いとかいう材料を持っていませんものですから、よくわからないんですけども、このシステム改修のものに、そんなに問題があるということではないのかというのがちょっとわかりにくいんです。というのが、まずレイアウト、訪問調査票の変更については、先ほどばらつきが出ないようにという話もありましたけど、2次審査とかでいわば融通をきかせているというか、その方のご事情なんかも考慮されて今までやってはったんだと思うんですけども、それがコンピューターというか、数字というかではぱしっと切られるというか、融通がきかない制度になっていくのではないのかという危惧とかですね。

それから、7段階が8段階になっていくのかちょっとわかりませんが、保険料が、現役世代は基本的に割合を決められていますから、その保険料割合をいじることで、結局65歳以上の被保険者に負担がかかっているという部分では変更はないと思うんです。だから、この辺の部分、しっかりと全体を引き下げていくような割引というか、今考慮が必要なんじゃないかなとは思っておるんですけ

れども、その辺ですね。システムそのものの変更で大枠変わることではないと思うんですけども、今後で、保険料改定に関して保険料の方向性というかですね、既存の何かこのシステムというか、進んでいくような形、今回のシステムとは全然保険料については関係ないということなのかと思うんですけども、保険料に関してちょっとお考えをいただきたいというのと、それから訪問調査票は変えられていくことで、認定段階の審査の方がどうなっていくのか、この2点をちょっとお聞きしたいと思うんですが。

○上村高義委員長 山田課長。

○山田介護保険課長 まず、認定の調査の方なんですけれども、これは融通という言葉だったんですけども、今までの審査会で1次判定から2次判定に変更された事例なんかも踏まえた上で、より実態に近い1次判定が出るようにというふうな改定というふう聞いておりますので、結果的にはその2次判定で変更する率というのは下がるのかもしれませんが、実態に近い結果が出るものだというふうに思っております。

それから、保険料の考え方なんですけれども、これについては、これから3月に条例改正の案を上げさせていただくまでに十分詰めていく話なんですけれども、先ほどの4段階の中で、さらに低所得の市民の方については軽減するとか、所得のある方についても細分化するというのは、どちらかというところ所得が少ない方の負担を軽減するという方向での改定で、ただし保険料の構成割合というのは国の方で決まっていますので、その分については所得の多い方の負担をふやすという、全体の枠組みの中でやっていくという考え方でございます。

○上村高義委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 言いましたように、保険料に関していいますと、65歳以上の被保険者の中で、要するに軽減される方と、またふえる方というか、結局、中で動いているだけの制度ですから、ぜひとも市としての軽減策なども、ぜひこの改定段階ですね、考えていただきたいと思いますので、要望としておきます。

○上村高義委員長 ほかにないですか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後0時5分 休憩)

(午後0時7分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第64号、所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第65号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 賛成多数。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第67号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第70号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第71号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

以上で本委員会を閉会します。

(午後0時8分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

民生常任委員長 上 村 高 義

民生常任委員 大 澤 千 恵 子